

令和5年度越谷市社会福祉審議会

第2回障害者福祉専門分科会・第3回児童福祉専門分科会

会議録

日時：令和5年11月7日（火）

15：30～：16：50

場所：越谷市役所本庁舎8階

第1委員会室

●障害者福祉専門分科会

○委員定数（16名）

○出席委員（10名）

佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
高橋 忠	副分科会長	越谷市歯科医師会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
宮下 昭宣	委員	越谷市聴覚障害者協会
新美由美子	委員	越谷市ボランティア連絡会
愛甲 悠二	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
朝日 雅也	分科会長	埼玉県立大学名誉教授
友野由紀恵	委員	公募委員
角田 範夫	委員	公募委員

○欠席委員（6名）

高野 淑恵	委員	越谷市手をつなぐ育成会
高橋 一夫	委員	ロービジョン友の会アリス
松田 繁三	委員	越谷市医師会
岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
古野 量平	委員	越谷公共職業安定所
長島 祐輔	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校

●児童福祉専門分科会

○委員定数（17名）

○出席委員（11名）

関根 英子	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
竹村 厚子	委員	越谷市私立幼稚園協会
佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
佐藤 辰之	委員	越谷市医師会
五味田真紀子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
中岡 朋代	委員	越谷市子育てサークルネットワークの会
田島 昌子	委員	越谷市小学校長会
越智 幸一	分科会長	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科
宮地さつき	副分科会長	文教大学人間科学部人間科学科
日比谷富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会
後藤 孟司	委員	公募委員

○欠席委員（6名）

高橋 奨	委員	越谷市商工会議所
近藤 明生	委員	越谷市PTA連合会
長島 裕輔	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
齋藤 宏之	委員	埼玉県越谷児童相談所
安井 弘恵	委員	公募委員
平川 好子	委員	公募委員

○事務局出席者（16名）

小田 大作	福祉部長
富岡 章	子ども家庭部長
山崎 健晴	福祉部障害福祉課長
関 泰輔	子ども家庭部子ども施策推進課長
金子 豊	子ども家庭部子ども福祉課長
渋谷 博之	子ども家庭部子ども福祉課児童発達支援センター所長
黒沢 和人	福祉部障害福祉課副課長
杉野 一樹	福祉部障害福祉課副課長
市川今日子	子ども家庭部子ども福祉課副課長
平塚友紀子	子ども家庭部子ども福祉課子ども安全室長
高橋 成人	福祉部障害福祉課主幹
渡部 圭介	子ども家庭部子ども福祉課主幹
木村 覚	福祉部障害福祉課主査
野中奈保子	子ども家庭部子ども福祉課主査
丸岡 龍介	福祉部障害福祉課主任
坂田憲太郎	福祉部障害福祉課主事

1 開会

開会后、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。障害者福祉専門分科会は委員総数16名のうち10名が、児童福祉専門分科会は委員総数17名のうち11名が出席しているので、会議が成立することを報告した。

続いて、朝日分科会長から挨拶をいただいた。

2 議事

議事進行については、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事を進行した。

また、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明後、傍聴者1名が入場した。

○協議事項（1）第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画（素案）について

事務局から資料1に基づき説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

41ページの第4章、計画の実現に向けてのところで「事業所における研修等の充実を図る」とあるが、誰が誰に対して研修をするのか。

【事務局】

研修については、各サービス事業所で様々な取組をしているが、その中でも講師に研修を依頼する方法が一般的である。事業所を新たに設置する際には、研修の実施方法等をチェックしたうえで認可している。また、越谷市では出前講座を実施しており、虐待防止などの研修で障害福祉課職員を講師とする依頼も多々あることを含めてこのような表現にしている。

【委員】

6 ページに「地域生活移行者数を6%以上にする」という目標があるが、入所者数の削減目標であることがもっと伝わるようにしてほしい。人の生活の場については削減数等の数値は使わないで違う表現にしたほうが良い。また、入所者数の削減目標は設定しないとあるが、入所を希望する人が多いのであれば、入所施設を増やすということも対象になるのではないか。9 ページの一般就労への移行者数の目標には、「1.29 倍」、「1.41 倍」といった数値が細かく出ているが、これはそれだけ正確に目指すと受け取って良いのか。10 ページの障がい児支援のところでは、「構築する」といった表現が使われているが、推進体制、支援体制などを構築するというのは、制度として相談所を開いていることはもちろんだが、そこで親身になって相談に応じ、そこに行っても全ては解決しなくても、話を聞いてもらって見通しが立つといった場が必要だと思う。そのような印象が伝わるような姿勢を期待している。

【委員】

今の発言に関連して、6 ページで地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況がわかっている訳なので、反対に入所施設を増設する計画はあるのか。

【事務局】

6 ページの「削減」といった表現は国の基本指針で使われている。この計画自体が基本指針に則って策定する計画であり、違う表現にすると間違った意味で伝わってしまう恐れもあるで、基本指針の表現をそのまま使用している。9 ページの一般就労への移行者数の目標値の細かな数値についても、同じ理由で国の基本指針のとおり、越谷市の実績値と照らし合わせて目標値を設定している。

入所施設の増設については、国は入所施設や入院から地域に戻そうとしているが、実際の要望としては、入所待ちをしている状況が続いている。入所施設の増設を市が誘導することはしていないが、事業者からの相談があった場合は、市の状況を説明するなど対応している。増設について否定的な姿勢を示している訳ではない。

10 ページの障がい児支援に関する部分については、もう少し親身になって相談に乗るというニュアンスを含んだ表現にできないかというご意見をいただいたかと思う。こちらは今回初めて載せたものだが、障がい児のインクルージョンの推進体制を構築できるよう協議を行うという表現としている。ご意見のように、親身になって相談に応じるというニュアンスを含んで作成しているが、改めてうまく表現できるように考えたい。

【議長】

6 ページの地域生活への移行は、議論が焦点化しやすい場所だと思っている。国の基本指針、県の考え方を踏まえて越谷市の目標を立てているが、国や県が示したものの以上の高い目標を設定しても良いと思う。国が構築と言っているとき、実際に何をやったら良いのかということまで明確に示してはいないので、必要に応じて構築の内容に踏み込んで、市として目標を立てていくことが重要である。数値目標は数値だけを拾い出すと非人間的な印象もあることから、地域生活への移行をその人が生きているうちに実現するために数値目標が必要であるという理解、理念が大事ではないか。国や県がこうだからというだけでなく、必要に応じてもう少し理念や思いが表現されても良いのではないか。令和8年度末の施設入所者数削減の目標を県も越谷市も設定しないということだが、その理由の中で、設定はしないが入所者が地域移行できるように対応していくという話があり、それはとても大事だと思うと同時に、入所を希望している人がそのまま入所を待つのではなく、地域で暮らせるようにしていくということも大事であり、その二つがないと目標を設定しないということにはならないような気がする。入所施設を新たに作るのは、この大きな流れからするとできるだけ抑える必要がある。入所待機者が多く、強度行動障がいや重度の重複障がいのある人が多数入所待ちをしているのは事実かもしれないが、地域生活が困難であると決めつけることは問題である。強度行動障がいや重度の重複障がいがあっても地域生活ができるように最善を尽くすということが必要である。

【委員】

前回、前々回の会議で社会調査の意味づけや必要性についてお話したが、8ページの強度行動障がいのある者に関する支援ニーズの把握のところで、「令和8年度末までに支援ニーズを把握する」という目標が入ったのは喜ばしいことである。社会調査をするのであれば、調査の仮説やターゲットを定め、ニーズ把握の強度を高めることが必要である。ニーズの実態を把握した後に、在宅ケアより施設ケアという方向に転換する勇気を持ってほしい。調査の結果尖鋭な結果が出た場合に、国が言う入所者数を削減するというトレンドはあるが、ご意見を聞いてそれでは駄目だと感じている、令和8年度の調査結果をシビアに考えて、ニーズそのものはあるので、増員に転じる仮説を持っている。調査結果はきちんと審議会等に示し、今後の計画に反映してほしい。

【委員】

令和8年度末までに支援ニーズを把握することについてはもちろん否定しないが、国の基本指針では「支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める」というのが最終的な目標になっている。本市の目標にある支援ニーズの把握は手段であり、目標としては弱いと思う。ニーズを把握した上でどのような支援を展開するのかを踏まえなければならないが、3年かけて支援ニーズを把握するというのは少し遅いのではないか。

10ページの障がい児の地域社会へのインクルージョンのところでは、「推進体制の構築ができるよう協議を行うこと」が目標になっている。協議をすることが目標ではなく、協議をした上で体制整備をするのが目標ではないか。手段と目標が混同されているのではないか。

【事務局】

8ページの強度行動障がい者のニーズ把握について市が考えている内容としては、次の障がい者計画が5年計画として来年度から策定に入るが、理念の計画をつくるためにアンケート調査を行うので、それを強度行動障がい者のニーズ把握に活用できないかと考えている。今まで通りのアンケート調査でニーズを把握できるかどうかの検討から入らなければならないので、少し時間がかかると考えている。国の目標や県の考え方に一步届いていないというご指摘だが、まず少し時間をかけてニーズを丁寧に拾い上げて、その後でどのような体制が望ましいのか検討しなければならない。現在の体力に合った進み方にさせていただきたいと思い、このような表現を使わせていただいた。入所待ちの方については、単に待っているというだけでなく、入所できる順番が来るまで地域生活を支障なく送れる体制を障害福祉課のケースワーカーや相談支援事業所、基幹相談支援センターなどが協議をしながら進めている。地域生活を維持できるので入所希望を取り下げる人も中にはいるかもしれないので、市としてはそれを望ましいと考えて、取り下げていただけるような支援体制を組むように進めていきたい。ただ、全員が地域で生活するのが良いのかどうかということもあり、中にはどうしても入所のほうが良いという人も一定数残るだろうということもあって、入所施設を誘導はしないが、つくることについても否定的という訳ではない。

10ページの障がい児の地域社会へのインクルージョンについては、素案では市の目標として令和8年度末までに推進体制の構築ができるよう協議を行うとしているが、令和8年度末までに協議をして、それ以降に推進体制の構築を行うという後ろ向きの表現と誤解される恐れがあるので、国に合わせた表現に修正することも含めて検討したい。

【委員】

33ページの手話通訳者派遣事業の見込量の人数は、派遣を依頼した人の人数ということでしょうか。また、手話通訳者設置事業の人数は3人となっているが、これは障害福祉課に3人いるということか。今後3人から増やす考えはあるのか。

【事務局】

手話通訳者派遣事業の人数は、手話通訳者の派遣を利用した方の人数である。手話通訳者設置事業の3人というのは、市役所の職員として障害福祉課に1人、他に2人いるということである。計画素案でも令和8年度まで3人としているように、増やすことは検討していない。

【委員】

障害福祉課以外の2人はどこにいるのか。

【事務局】

監査課に1人、図書館に1人である。

【委員】

図書館の場合、聞こえない人に手話通訳するのはわかるが、監査課で直接一般市民に手話通訳することがあるのか。

【事務局】

監査課の1人は、以前障害福祉課にいたが、人事異動で監査課に異動となった。障害福祉課の1人がいないときなどに代わって通訳してもらうなど柔軟に対応している。

【委員】

入所施設に入っている人が地域に移動することを進めてほしい。越谷市には重度訪問介護の受給資格を持っている人がいるが、私は持っていない。受給資格を持っている人が入れないでいるので、入れるようにしてほしい。

【議長】

重度訪問介護の支給決定を受けていないので受けられないということか。15ページでは重度訪問介護の見込量の人数は24人となっているが、ニーズに対応するともう少し人数が増えるかもしれない。個別の話は別として、見込量の根拠となっている今の取扱い状況についてご説明いただきたい。

【事務局】

重度訪問介護の話は個別具体的な話だと思うので、悩んでいて相談したいのであれば、障害福祉課のケースワーカーに相談していただければ、できることはしていきたいと思う。見込量の24人は現在の状況を見て実績値から算出した数値なのでご理解いただきたい。

【委員】

33ページに成年後見制度法人後見支援事業があり、民法上の成年後見制度についてはこの通りだと思うが、越谷市の市民後見制度では、登録者が数十人いるうち半分以上の登録者が活動していない。登録者の中には社会福祉士や介護福祉士などの国家資格を持っている人もいる。ミッションやパッションを持って登録者として動こうとしている人がいるのに、活動の機会がないのはもったいないので、市民後見制度の活用について一文追加してほしい。

【事務局】

市民後見制度については、越谷市では市民後見人養成事業を社会福祉協議会に委託して実施している。令和4年度で50人弱が登録しており、そのうち15人ほどが受任して動いている。なかなか活動の機会がないというお話だったが、越谷市の市民後見人の場合単独受任はなく、基本的には社会福祉協議会との共同受任である。その場合社会福祉協議会と市民後見人がマッチすればその方に応じた活動をしていただいている。話が来ればそのつど声はかけているはずである。素案では33ページに今後の取組を記載しており、市民後見人を養成するとともに、社会福祉協議会の成年後見センターこしがやと連携して支援に努めるとしているため、引き続き今登録している方にも案件に応じてご紹介できるような取組ができればと考えている。

【委員】

10 ページの障がい児支援のところで、国の基本指針や本市の目標では「地域社会」という考え方が非常に重要であると感じた。今後検討を進めていくと思うが、今現在としてはどのように考えているのか。

【事務局】

地域社会の考え方については、障がい児と障がいを持たない子がお互い同じ場所で生活していくような目標と捉えている。例えば特別支援学校に通っていた子が普通学級に通えるようにするといったイメージであり、障がいを持たない子が生活する場面で障がいのある子が一緒に生活するのがインクルージョンの目標だと思う。

【議長】

障がい児とは別に地域社会というものがある訳ではないので、本来の姿を取り戻すということが趣旨だと思う。国の基本指針の考え方の表現自体が分かりにくいところはあると思う。

【委員】

25 ページの児童発達支援のところで、「知識技能の付与」という表現があるが、「付与」というのは授け与えるという意味である。習得を目指す、育成を目指す、身に着くように促すのが教育活動だと思うので、そのような趣旨が活かされるように、市民にきちんと伝わる文章の表現にしてほしい。また、31 ページの理解促進・研修啓発事業のところで「社会的障壁」という表現があるが、例えば視覚や聴覚に障がいのある人が市役所に来て用件を果たすことができるのがバリアフリーであると考えられる。ただ問題は、障壁として無理解や偏見などが世の中にあることであり、それをどのように克服していくのかが伝わるように、研修やイベントの開催、啓発などに私が言った趣旨が活きるようにしてほしい。さらに、42 ページの権利擁護の推進のところで、障害者差別解消支援地域協議会で声明を出すなどして、市民に啓発する具体策に期待したい。人権を尊重し一緒に生活するという理念や姿勢が伝わる表現が大切である。

【事務局】

25 ページの児童発達支援の知識技能の付与等の表現については、事業の概念を活かしつつ市民の方に伝わるように表現を修正したい。

【議長】

本日の協議の結果を踏まえて、数値目標自体は変わらないが、説明や表現等については、本日いただいた意見を踏まえて変更していただきたい。

3 その他

事務局から、11月下旬よりパブリックコメントを実施し、次回は2月頃の開催を予定している旨の説明があった。

4 閉会

閉会に伴い、越智分科会長より挨拶をいただいた。

(以上)